

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和五年八月一日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年三月二十二日奈良県指令高土第三四一―一七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年七月二十日高土第一〇四〇号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年七月二十日高土第四四四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

御所市六八番一、六八番四、六八番五、六八番六、六八番七、六八番八及び六八番

九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市旭北町六番二三

株式会社朝日不動産 代表取締役 前田徹

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 御所市六八番一

下水道 御所市六八番一の一部